

母子生活 支援施設 のご紹介

母子生活支援施設とは…

- ・ 児童福祉法に基づく児童福祉施設です。
【第7条、第23条、第31条、第38条】
- ・ 18歳未満の子どもを養育している母子家庭、または母子家庭に準ずる家庭の女性が、子どもと一緒に利用できます。



子どもの健やかな成長と 家族の社会的な自立への 取り組み



母子生活支援施設では、専門性のある職員がさまざまなサービスを提供し、安定した生活を築いていけるよう利用者の方々と一緒に自立に向けた計画（自立支援計画）をつくり、子どもとお母さんの生活を支援していきます。

主なサービスの紹介

生活

◆ 居室を提供します

安心して生活ができる場を提供します。
また、就労や生計を維持できるよう支援します。
日常生活のさまざまなスキル習得を援助します。



相談

◆ いつでも相談できる職員がいます

仕事や育児、健康、家族関係、将来の生活設計のことなど、さまざまな心配ごとを相談できます。また、必要に応じて専門機関に取り次ぎます。
心理士を配置している施設では、カウンセリングなどを受けることができます。

子育て

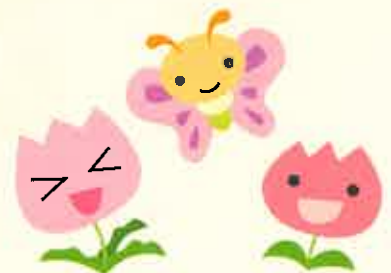
◆ 子どもの健全育成を応援します

子どもの成長に応じた子育て支援（養育、学習、進路相談、遊びなど）が可能な施設です。子どもへの集団を通しての支援と個別的な支援があります。
また、保育士を配置している施設では、残業や保育所の休み、病後要観察などの場合に、保育支援を受けることができます。

アフター ケア

◆ 転居後も見守っています

入居中だけでなく転居後も、子どもやお母さんからの相談を受けるなど、生活を応援しています。



どのような職員がいますか？

★ 施設長・母子指導員・少年指導員 を基本として配置しています。

その他に 被虐待児個別対応職員 や 心理療法担当職員 や 保育士 等を配置している施設もあります。

〈各職員の主な役割〉

母子指導員	母子からの相談を受け、生活に関する支援や生活スキル向上への援助などを行います。
少年指導員	子育て支援と子どもへの支援等、主に学習や遊びの支援を通じて子どもの健全な育成を図り、必要に応じて個別的な相談等の援助を行います。
被虐待児個別対応職員	心理的、行動的に困難を抱えている子どもに対して個別的ケアを行います。
心理療法担当職員	子どもや母親に対し、心理療法や心理査定等を用いて、予防的・治療的・危機介入的な支援を行います。
保育士	母親の委託を受けて保育支援を行います。

地域の人も利用できますか？

★ 地域に向けて「子育てサービス」を行っている施設もあります

地域の子育てニーズなどに応じて、施設の機能を地域に提供している施設もあります。いずれも母子生活支援施設が「社会資源」のひとつとして機能することが目的です。

◆ 保育機能強化推進事業

地域の乳幼児に対して、認可保育所を利用できるまでの待機期間に、一時的に保育します。

◆ 学童保育クラブ

放課後の学童保育を行います。全国の施設のうち12.3%が実施しています。

◆ ショートステイ事業

何らかの事情で、短期間の滞在を目的とする母子が利用できます。全国の施設のうち11.9%が実施しています。

◆ トワイライト事業

親が就労などの事情で帰宅が遅くなる場合、子どもへの夕食を提供し、夕食後の世話をします。全国の施設のうち8.2%が実施しています。



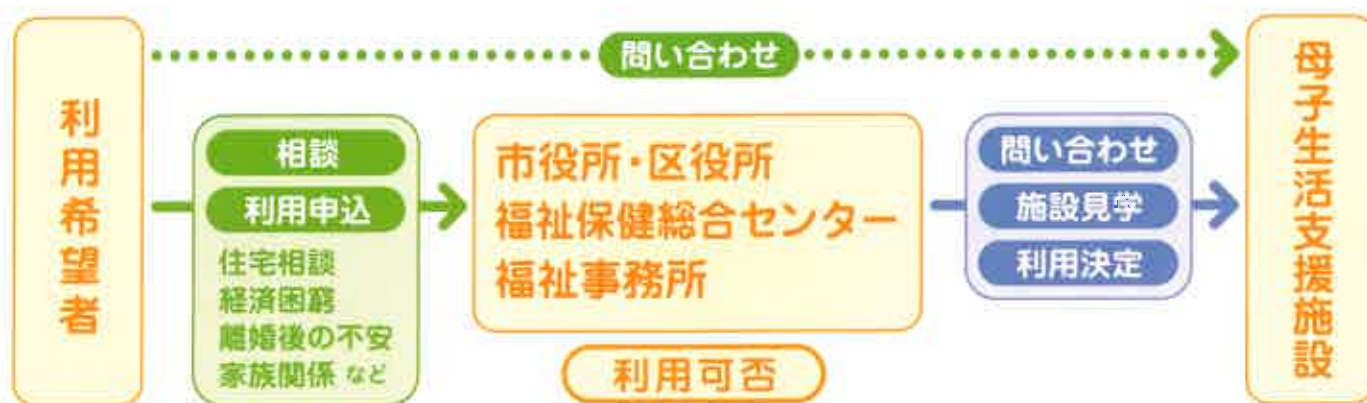
母子生活支援施設の設備や職員配置状況により実施事業が異なります。

施設を利用するためには？

★ お住まいの地域の福祉事務所が窓口です。

現在住んでいるところを管轄する福祉事務所が窓口になります。
(福祉事務所は、おおよそ市(区)及び郡(町村)単位で設置されています。)

福祉事務所には、母子家庭の相談窓口があり、相談内容を踏まえ、適切なサービスや施設について説明を受けられます。母子生活支援施設の利用申し込みもこれらの相談の中で進めることになります。



★ 費用はどうなりますか？

施設利用に関わる費用は、住民税や所得税の税額に応じて決まります。



利用については、最寄りの福祉事務所までお問い合わせください。

【発行元連絡先】

埼玉県母子生活支援施設協議会事務局 (社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会内)

〒330-8529 さいたま市浦和区針ヶ谷4-2-65 彩の国すこやかプラザ

TEL:048-822-1191 FAX:048-822-3078

e-mail:boshi@fukushi-saitama.or.jp

(2009年3月発行)